

「石清水臨時祭」の再興と凶画

所 功

一 天慶五年の成立と恒例化

石清水八幡宮は、周知のとおり、貞観元年（八五九）僧行教の奏請によって、宇佐八幡宮の勧請を勅許され、宇佐に準ずる神殿を造立して、翌二年に鎮座された勅祭社である。

その祭神は、貝原好古の『八幡宮本紀』に、「中殿は八幡大神、東殿は神功皇后、西殿は比咩大神なり」と記すが、すでに貞観十二年（八七〇）、新羅防御のため遣わされた勅使の「奉幣告文」に、「石清水の皇大神……、は我朝の大祖と御坐て、食国の天下を護り賜ひ助け賜ふ……」と称えられている（『三代実録』同年十二月二十九日条）。

当宮の祭礼は、貞観五年に始まるとも伝えられる、旧暦八月十五日（現在九月十五日）の「石清水放生会」が、今も三勅祭

の一つとして知られる。しかし、これとは別に、旧暦三月中旬日を式日とする「石清水臨時祭」があった。

その成立事情を略述すれば、『年中行事秘抄』「石清水臨時祭初事」などの伝えるごとく、天慶五年（九四二）四月二十七日、朱雀天皇が「遣（勅使）を石清水に奉られ」たことから始まる。それは「東西国賊乱時の御祈に依る」が、より具体的にいえば、前年の十一月五日「平将門・藤原純友、討ち得た報賽に依る。そのさい奉納された「東遊の歌（紀貫之作）」に「松も生ひ またもこけむす いはしみづ ゆくすゑとほくつかへまつらむ」（『大鏡』『袋草紙』など）と詠まれている。

すなわち、いわゆる承平・天慶の乱平定祈願の報賽として「行末遠く仕へまつらむ」との思いをこめて臨時に始められた祭である。しかし、その後あまり行われず、やがて円融天皇の

天録二年（九七二）三月八日から毎年恒例の年中行事となっている（『日本紀略』『江次第抄』など）。

ただ、賀茂の場合と同様、恒例化してからも「臨時祭」と称されたのは、天皇ご自身の個人的な「御祈」によるという性格が強いからとみられている（三橋正氏『平安時代の信仰と宗教儀礼』平成十二年、続群書類従完成会）。そのためか、中世に入ると延引衰退してゆき、永享四年（一四三二）から中断するに至った。

二 光格天皇による再興の御沙汰

これを約三八〇年ぶりに再興されたのが、光格天皇（一七七二―一八四〇）である。安永八年（一七七九）、後桃園天皇（二十二歳）の急逝により、傍系の閑院宮家から突如擁立された光格天皇（九歳）は、前帝の伯母にあたる後桜町上皇の後見指導をえて成長された。そして天明六年（十六歳）ころから、朝廷の政務を主導し始められ、朝儀・祭祀の再興に努めておられる（藤田覚氏『光格天皇』平成三十年、ミネルヴァ書房）。

そのひとつが、石清水と賀茂の臨時祭を再興することにほかならない。帝国学士院編刊『宸翰英華』一一八九所収の「宸筆御沙汰書」（京都御所東山御文庫御物）は、年月日不明ながら、享和元年（一八〇一）三十一歳の時、伊勢神宮へ公卿勅使を遣

わし「辛酉の厄運」祈攘宣命を奉られた時に近いものであることが、次の文中に記されている（適宜改行、書き下して符号を冠し、句読点・濁点等を加えた）。

(イ) 石清水八幡宮・賀茂皇太神宮下上社は、吾邦無比の宗廟、累代朝家の崇敬、他に異る者なり。往年、恒例及び臨時の祭祀あり。而して中絶の後、恒例祭に於ては、両社同じく既に再興せられ、今に連綿絶へずてへり。臨時祭に於ては、数百年の星霜を経歴して再興無きの条、其の恐れ実に少なからざる者なり。

(ロ) 竊かに聞く、桜町聖皇、既に叡慮ありと云々。愚者（中略）在位安穩、既に二十有余年に及ぶ。朔旦旬、新宮司等再興し、其の他の諸公事・節会に始まりて巨細の事に至り、各々潤飾を加ふるの者、枚挙すべからず。幸甚々々何ぞ毫端に尽きんや。而して只恐るらくは、神事の大事、未だ一箇の再興も省みず。神慮如何。恐怖すべきの甚しきに非ずや。

(ハ) 古来神事数多、各々廢絶すべからずと雖も、中んづく両社の臨時祭に於ては、深く故事あるか。月次・神今食、是れ又重事たり。然して年々新嘗祭、連綿と遂行するに於ては、聊か神意を慰むべし。皇太神宮に相續きては、石清水・賀茂、最も他に異ると為す。而して臨時祭、数（百カ）年中絶す。寔に敬神の意に背き、実に発端の旨を謬れり。再興せざれば、

須臾も五体を安からしめんや。

斯の如く懇篤克願の意旨、執柄（関白）は勿論、両伝（武家伝奏）等深く思惟を加へ、篤く勘弁を凝して、厚く（京都）諸司代に談じ、成就を以て專要と為すべき事。（後桜町）上皇の御気色相伺ふの処、最も御同意にして速かに其の沙汰あるべしと、厚深の仰せ共これあるの事。

すなわち、(イ)石清水八幡宮と賀茂皇太神宮（下上両社）は、わが国で比類のない、歴代崇敬の神社であつて、昔から恒例と臨時の祭祀が行われてきた。両方とも室町時代から中断していたが、恒例祭の旧暦八月十五日「石清水放生会」は延宝七年（一六七九）、旧暦四月中西日「賀茂（葵）祭」は元禄七年（一六九四）に再興され、今に続いている。しかし、臨時祭の方は、石清水でも賀茂でも室町時代に中断してから「数百年」（三百数十年）再興できてない状況にある。

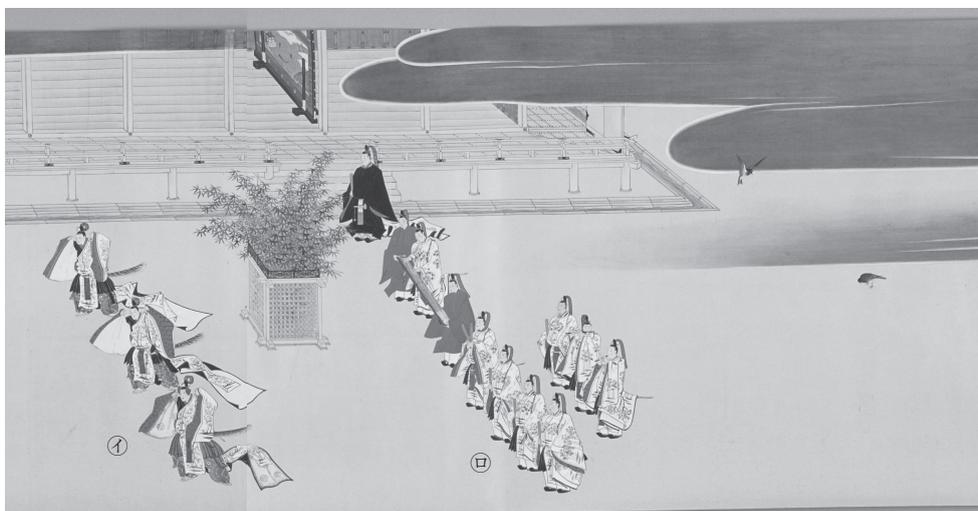
ただ、(ロ)四代前の桜町天皇（一七二〇～一七五〇）は、すでに再興の叡慮を示されていたと伝えられている。御自身は在位「二十有余年」（もし享和元年なら二十三年目）の間、「朔旦旬」（十九年に一度の十一月一日が冬至と重なる日の祝い）や「新宮旬」（内裏の造営後初めて天皇が紫宸殿に出御される日の祝い）などを再興し、他の諸公事も節会もいろいろ潤飾を加えてきた。しかし、より大切な「神事」（祭祀）は、一つも再興で

きていない。

確かに、(イ)数多い神事は、どれも廃絶すべきでない。とりわけ石清水と賀茂の臨時祭には深い故事があり、六月と十二月の神祇官における「月次祭」と中和院における「神今食」も重要である。毎年十一月の神嘉殿における「新嘗祭」は、室町時代から中断していたが、桜町天皇の元文五年（一七四〇）に旧儀復興以来、連綿と行われている。しかし、伊勢の「皇太神宮」について最も重要な石清水と賀茂の臨時祭が中絶したままになつてるのは「敬神の意」にも「発端の旨」にも違うから、何とか再興しなければならぬ。

そこで、光格天皇（享和元年なら三十一歳）は、(ハ)このような「懇篤志願の意」を、当時の「執柄（関白鷹司政熙、四十一歳）はじめ、「両伝」（武家伝奏は勸修寺経逸と千種有政）らに熟慮を求められ、京都所司代（牧野忠請か）と相談して、必ず実現するよう沙汰されたのである。その際、後見役の後桜町上皇（四十二歳）にも御意向を伺つて「御同意」をえたのみならず、早急に沙汰するよう強く仰せられたことも書き添えておられる。

これ以後、どのような経緯があつたか、今のところ関係史料を見出しえていないが、享和元年から数えれば十三年目の文化十年（一八一三）に石清水臨時祭、ついで翌十一年に賀茂臨時祭が、三百数十年ぶりに再興されたのである。



①東庭で駿河舞・求子を演ずる舞人たち ②管弦を奏する陪従たち



勅使発遣の儀 ①清涼殿の昼御座に出御の天皇 ②東廂に列座する公卿たち

三 『石清水臨時祭御再興図画』の詞書

この再興された石清水臨時祭の主要な場面を描き（彩色）、詳しい詞書を加えた「図画」一巻が、宮内庁書陵部に伝存する（六四四〇五―C九・五）。今回その全容をモノクロ写真で掲載すると共に、詞書を左に翻刻しておく。

凡例一、詞書の変体仮名・片仮名は平仮名に直し、仮名書きの

単語に（漢字）を注記する。

一、適宜、句読点・濁点・振り仮名等を加え、改行を増やして、一連番号を冠する。

外題 『石清水臨時祭御再興図画』

① いにしへ（古）より東遊を神社に奉る事おほし。中に臨時のまつり（祭）は、調楽・試楽など有て、歌舞の法度おごそかにそなはり、当日の儀式みちち粧ひまで、いとゆかしく目出たきためしなり。しかはあれど、時代うつりかはり、歌舞も事なきを、後には祭さへ絶て、いと久しくなり来しを、ことし文化十年三月十五日／石清水のりんじ（臨時）の祭、ふたたび（再）おこし（興）行はせ給ふ。よろづ（万）のさだめ（定）ふかき代の跡を尋ねもちひられしかば、東遊もむかし（昔）に立かへり、おごそかに伝りける。これしかしなが

ら、四方の海の浪の音しづか（静）に、治れるむかしの御代のしるしなるを、おほむも神もさこそうれし（嬉）く見そなはずらめ。人々もかしこみ（畏）てつかうまつりはべりける。

② 其日のあした（朝）、舞人・陪従・人長に装束をたま（給）ふ。まづ御禊有て、御拝の間、明義門の外にて、陪従、小調子をふき（吹）、求子をうた（歌）ふ。庭座にめされて、へん（返）盃三献の後、小調子をふく。五こん（献）ののち一歌をうたふ。かさね（重）盃めぐりて、球頭をたま（給）ふ。使は藤、舞人は桜、陪従・人長は山吹なり。つかひは左舞人以下は右にさす（挿）。まかで（罷）ぬれば、庭座撤す。とのもりつかさ（殿司）の官人ども、年毎には、はきとりすなこなし、舞御覽あり。清涼殿の孫廟に御椅子たて（立）て／主上あを（青）色の御袍にさくら（桜）の御したがさね（下襲）をめさ（召）れ、御さうかい（挿鞋）たてまつ（奉）り、着せ給ふ。すべて庭座の時に御のごとし。

③ 公卿はすのこ（簀子）に、左大臣「二條治孝公」、右大臣「二条忠良公」、右大将「花山院愛徳卿」、冷泉中納言「為訓卿」、右衛門督「日野資愛卿」、長橋にて、左衛門督「冷泉為則卿」、右宰相中将「四辻公説卿」、みなつねの束帯にて、円座にさぶら（侍）ひ給。殿上人は隆純朝臣「奉行職事／鷲尾頭中将」かべ（壁）の下の座につ（着）く。其外、並居た

り。

使、舞人は其場の砌にた(立)ち、うしろ(後)に陪従めし(召)をまつ程、こま(狛)調子を吹、一二の歌をうたふ。行事の蔵人、めし(召)なるよしをつけ(告)て、おの(庭)にすす(進)む。使源宰相「庭田/重能卿」鏑剣をは(佩)き、すそ(裾)をひき(曳)て、くれ(呉)竹の台のいぬい(乾)にたつ。陪従武官しゅう(衆)、まき(蒔)絵の剣をは(佩)き、裾をたた(畳)み、腰にはさ(挟)む。先、蔵人所の衆正芳「浜詠/大監物」、重弼「土橋/大和守」御琴を持。所作陪従久敬「楽人、多/左将曹」かきならし(搔鳴)行。歌人は加陪従の殿上人、拍子有長朝臣「綾小路/左権少将」、附歌通岑朝臣「東久世/治部権大輔」、所作陪従忠職朝臣「楽人、多/左馬権助」、笛廣和「楽人、山井/左将曹」、筆築季長「楽人、安倍/右将曹」歌笛を吹。明義・仙花の門を入ころ、歌人は庭にすすみて、うとたま唱ふ。みな御前を屈してわた(渡)り、使に立なら(並)ぶ。忠職朝臣以下三人は、後にたつ。

④舞人は一藤実義朝臣「正親町三条/右権少将」、第二有言朝臣「六条/左権少将」、第三共福「清閑寺/侍従」、第四定章「今城侍従」、第五大江俊矩「行事蔵人/北小路右将監」、第六藤原助功「差次蔵人/藤嶋・右長助」、みな殿上人なり。らでん(螺鈿)の野だち(太刀)しさや(鞘)にさし、すそ

(裾)をひきて、左右にならびすす(並進)む。瀧口の戸になぞらへて、卯酉の廊の砌にたち、駿河歌の八拍子になれば、すす(進)み出てま(舞)ふ。御前のしきりを一丈ばかりのけてたち、順逆の輪をなし、舞をはり(終)て、くれ(呉)竹の東に、しろ(白)きかたおろし(片降)の音取のうちしたかた(肩)をぬきたれ(拔垂)、求子の歌笛をふき(吹)、歌管の拍子打そろへ(揃)ば、すすみま(舞)ふ。此舞のしき(式)は、御前の左の方に/一三五、右の方に二四六とならべ(並)り。

※以下に絵図あり(前掲写真)

⑤こなたかなたに渡り、かへりあしぶみを折るにあはせて、いみじくめでたし。舞おはれば、うとりの廊の砌にてひもをさす。大比礼がへし、声絶ずして、おの(呉)まかり出ぬ。此絵に、明義門の外に徘徊の人は、けふの事を伝奏する広橋大納言「胤定卿」、内蔵つかさの官人職源朝臣「年預、平田内蔵権助」、人長多忠恕「楽人、左将監」、此所にてかざしを賜てし様なり。

⑥やがて引つれ社頭にむかふ。使以下皆、陽明門をいでて馬ののる。舞人はうつしてなれば、門の内より乗て、列見の辻まで、次第に大路をわたる。先くらつかさのみてぐら(幣帛)

官人随ひ、次に和琴、殿上の器をもたさるれ共、まことになぞらへてさきにたてくる琴持は小舎人来て、藏人にぐして行。舞人・使陪従・人長・従者、むまぐらの粧ひまで、いはなやかなれば、物見る人ゆずりみちておほかり。石清水の宿院にあつまり、打つれて二の鳥居より大坂をへて南門にいたる(至)。あまた(数多)ともせる松の火影挙満て、つづき木溪岩かとくまなき、ひる(昼)のごとし。

⑦ 広橋大納言も社頭の事、伝奏すべき仰を承て、下向せらる。とし(俊)資も家の風の栄へは神の恵なるを、ふかく(深)あふぎ(仰)、べいじう(陪従)のほうのため参り、ともに東の坂を出て東門を入、おがみ(拜)侍る。外の東の方にならびて、狛調子を吹。一二の歌をうたふ。舞人、御馬をひきめぐり(引廻)て後、南廊にのぼ(昇)る。陪従は物のほ(音)たえず。東廊の門を入、するが(駿河)歌うたひて、舞殿の東の砌にたちならべ(並)ば、まひ(舞)人は楼門よりすすみてまふ(舞)。諸舞の次第、内裏の御覧のごとし。

⑧ 次に御神楽あり、まひ殿に本末の座をしく(敷)。使・舞人、前に陪従はじめ、近衛めし人、人長はまたうし召につく。本拍子有長朝臣、末拍手忠職朝臣、つけ歌は近衛召人にて、久隆朝臣「楽人、多／能登守」、忠堅朝臣「楽人、多い／近江守」、忠勇「楽人、多／左将監」、笛・ひちりき(箏篳)・和琴は東遊にかはらず。庭火の試よりはじめて、阿知女・柳・

からかみ(唐神)、拍子上れば、人長肩をぬぎて、いづ。さいばり(前張)のまへに、又阿知女あり。薦枕・ささき・千歳・早歌終れば、使うしる(後)をかへりみて星を仰ば、有長朝臣、座をおりてうけ、能季・吉々利・得銭子・木綿作までのころに唱ふ。更に夜の月は庭火のひかり(光)をそへ(添)、瑞籬の松風は物のね(音)にひびき(響)、全て神々し。朝倉・其駒、上拍手の時、人長かなで(奏)ぬ。

⑨ 神楽はて(果)て明ぬれば、舞人、御馬をはしら(走)せたる様も、殊にいさみてみゆ。まひ(舞)人、先だちて、使まかでの道、陪従うちつれ、馬場にて小調子を吹、山城をうたひゆく。呂の歌なれど、神楽のなごり、太笛平調にわたせり。是も久しく絶たりし。催馬楽いと(糸)竹のふしも、むかし(昔)にならひて、拍子は有長朝臣、附歌は通琴・叙胤の朝臣、季総も忠職朝臣もうたふ。絲竹は、かぐら(神楽)のやくの人にて、久敬・景和・季長つとむ。あさ日影のどやか(閑)に、かざしの華にかがやき、をみ(小忌)衣をわけて山路をくだ(降)る。よそめ(余人目)もめづらし(珍)くなん。

⑩ かかれば、いはし水の流れ尽せず。千代のはじめの神祭にて、かぜ(風)のさはり(障)だになくおこなはれぬるは、納受のしるし成べし。所作の陪従季長、先祖より代をかさね(重)て、此御やしる(社)の神楽音楽、とし(年)比おこ

た(怠)りなく勤侍る。おほんゑにや家のわざ(業)、いやさか(弥栄)ゆ。ことさらすゑける。此時に過ぐ。このやく(役)にめされ、すたれ(廢)たる古譜をかながへ、絶たるしらべ(調)をふたたび(再)おこし(興)、道のめいほくを見しかしこさを弥々仰ぐあまりに、内裏の舞御覧の所を、今の世のゑ(絵)にたくみ(巧)なる平在明にあつらへ(詠)、堂上・堂下の儀式、ひとく(人々)のさうぞく(装束)ゆらびしをも、まことの様をえたがは(違)ずうつ(写)させて、石清水の御神の広前にさ、げ奉り、別当由清権僧正にあづけ(預)て、かの坊の神庫におさまりぬ。げに有がたき志ざしならずや。其日の次第、陪従のつとめし事をかきのせ(書載)よと、せちにこひ(請)けるによりて、見および(及)し所を、おろく(しるし)記)つ。

文化十年八月 按察使前権中納言源俊資

四 絵図は「平在明」、詞書は「源俊資」

以上が詞書の全文である。その末尾近くに「内裏の舞御覧の所を、今の世のゑ(絵)にたくみ(巧)なる平在明にあつらへ(詠)」「堂上・堂下の儀式、ひとびと(人々)のさうぞく(装束)えらびしことも、まことの様をえたがは(違)ずうつ(写)させ」たとみえる。この平在明は、当時宮廷絵師として

活躍中の原在明(一七七八〜一八四四)にほかならない。

在明は原在中(一七五〇〜一八三七)の次男で、文化三年(一八〇六)原家を継ぎ、翌四年(三十歳)江戸へ下ったところから「平在明」と平姓を称している。天保五年(一八三四)内舎人に任じられ、春日大社の絵所を務めている。この在明が晩年(天保七年以降の数年間)に描いた『石清水八幡宮臨時祭礼図巻』三巻が、名古屋市の徳川美術館に伝存する。

その三巻本に較べると、この図画は臨時祭の一部分しか描いていない。おそらくこれが文化十年(一八一三)に作られた原図であり、これを基にして二十数年後に全容を仕上げたものが三巻本だとみられる。しかし、「石清水の御神の広前にささげ奉り、別当由清権僧正にあづけ(預)て、かの坊の神庫におさまりぬ」というのであるから、これ自体、詞書を中心にした完成品といえよう。

一方、翻刻した詞書の筆者は、末尾に自署する「源俊資」である。彼は宇多源氏の庭田重熙家に生まれたが、綾小路有美家の養子となり、正二位大納言まで至っている(『公卿補任』)。この文化十年(一八一三)当時は近衛少将(五十六歳)で、加陪従を務めた。それゆえ、「家のわざ(業)いやさか(弥栄)」を願ひ「このやく(役)にめされ」た「陪従のつとめし事をかきのせ(書載)よ」と求められ「見およびし所」を記した。

この件の資料としては、宮内省編『光格天皇実録』文化十年

三月二十五日条に部分引載されている記録の①『禁裏執次詰所日記』、②『山科言知卿記』などがある。また、『故事類苑』神祇部（刊本3）所引③『温故録』の「石清水臨時祭次第」「同社頭儀備忘」「文化十年三月二十五日」が詳しい。

よって、両資料を参照しながら、前掲の詞書の補足説明としよう。当日、内裏から石清水八幡宮まで「参向」したのは、勅使の庭田（源）重能（参議・中将、三十二歳）と舞人六名・加陪従二名・所作陪従四名・人長二名などである（①②③）。

当日の儀式は、まず午前中に「御禊」が行われた。以下④によれば、清涼殿の孫廟南五間に小筵を敷いて「御座」とし、そこへ宮主（神祇官人）により「大麻」（御祓の用具）が供されると「主上御吻せしめたまひ」（御息を吹きかけられ）、宮主が「祓詞を申して御禊」する。

ついで、殿上の壁下に設けられた「庭座」において、公卿らが五献を重ねる酒宴を賜わる。また舞人が「駿河舞」や「求子」を舞い、それを主上が「御覧」になる。それが終わると、正午すぎに勅使以下の一行は、「陽明門」（内裏東の建奉門か）を出て石清水八幡宮へ向かう。

さらに、石清水では、麓の極楽寺などを「宿院」とし、「一社伝奏」（河端・速水両家）の案内により、勅使以下が「二の鳥居、大坂の鳥居」などを経て本宮の「南門」「楼門」へ入り、「社司」「俗別当」に「御幣」「辛櫃」「宣命」を授ける。また

「石階」を登ってきた舞人が、「歌笛」を奏する間に「陪従」が「御馬」を三たび引き廻し、「庭燎」に照らされて所作陪従・加陪従・人長が「駿河歌」「求子」の歌舞を六たび繰り返す。しかも、勅使以下が楼門・南門を出て「馬場」で「山城」を歌い、和琴などを持ちながら降って麓の「宿所」に着き、各々京都へ帰ることになったのである。

なお、平安朝以来の石清水臨時祭では、勅使一行が帰京すると、清涼殿の「瀧口外」（東庭）において「還立」の儀があり、殿上に出御される天皇の御前で「盃酌三献」「給祿」などが行われた（『江家次第』三月「石清水臨時祭使還立事」）。しかし、この再興された文化十年の図画詞書や公家の記録には「還立」が見あたらず、まだ完全な形で再興するに至らなかった。

とはいえ、三百数十年も中絶していた石清水と賀茂の臨時祭が再興されたのは、光格天皇の「志願」が成就した実例として、重要な意味をもつといえよう。（平成三十年九月二十日稿）

